

高座清掃施設組合議会会議録

令和6年第1回定例会

令和6年3月28日

議 事 日 程

令和6年3月28日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3	議案第1号	高座清掃施設組合施設整備基金条例の制定について
4	議案第2号	高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
5	議案第3号	令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）
6	議案第4号	令和6年度高座清掃施設組合一般会計予算
7		一般質問

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

令和6年3月28日（木）午後2時30分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

荻原健司 議員	笠間功治 議員
石井麻理 議員	天笠哲史 議員
畑井陽子 議員	古市正 議員
星野久美子 議員	長瀬未紗 議員
内藤幸男 議員	美濃口集 議員
森下賢人 議員	倉橋正美 議員
藤澤菊枝 議員	吉田みな子 議員
森英之 議員	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 議案第1号 高座清掃施設組合施設整備基金条例の制定について

日程4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程5 議案第3号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

日程6 議案第4号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計予算

日程7 一般質問

4 説明のため出席した者 11名

組合長 内野 優	副組合長 古塩 政由
副組合長 佐藤 弥斗	事務局長 松本 友樹
次長兼施設課長 小川 隆太	会計管理者 鶴間 由美子

参事兼周辺整備担当課長 平 本 和 彦 総務課長 菊 地 康 之
総務課主幹 鈴 木 茂 施設課主幹 古 郡 哲 也
施設課主幹 武 石 昌 明

5 出席した事務局職員 7名

総務課主査 丸 岡 太 総務課主査 山 田 健 太
総務課主査 野 中 大 樹 総務課係長 杉 田 徹
施設課係長 植 田 哲 総務課主査 井 上 仁
事務専門員 柳 田 信 英

6 傍聴者 17名

7 会議の状況 (午後2時30分 開会)

◎議長（荻原健司議員） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し会議は成立いたしましたので、これより令和6年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優） 令和6年第1回定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき、厚く御礼申し上げます。本年1月1日に能登半島地震が発生しました。発生から3か月以上経過した現在も、ライフライン等の復旧作業が行われている状況であります。今回の地震では、多量の災害廃棄物が発生しました。石川県の発表によりますと、県全体の年間ごみ排出量の約7年分に相当する244万tもの災害廃棄物が発生しました。当然、大地震が起これば、廃棄物処理施設も多大なる被害が想定されます。その際、早急に施設を復旧し、災害ごみ等の廃棄物を処理しなければなりません。本組合は三市の焼却施設になりますので、現在、独自の資金を持ち合わせておりません。本日ご提案させていただく案件に、高座清掃施

設組合施設整備基金条例の制定がございませう。これは、本組合施設の将来に向けての修繕等に充てる基金を設立するものでございませう。これは、いつ起こるか分からない災害に備える意味合いもございませう。また、災害に備える意味合いから、4市から成るなるごみ処理広域化における大和高座ブロックで連携、協力を図ってまいりたいと思っております。

さて、本日ご提案させていただく案件は、条例制定が1件、条例の改正が1件、補正予算、令和6年度当初予算の計4件でございませう。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願ひませう。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと存じませうが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めませう。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございませう。会議規則第99条の規定により、議長において、長瀬未紗議員、倉橋正美議員を指名いたします。

それでは、組合長より、本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めませう。組合長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優） それでは、本日ご提案申し上げます諸議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合施設整備基金条例の制定についてでございませう。本件につきましては、本組合の施設整備修繕等の資金に充

てるための基金設置に伴い、必要事項を定めたいためでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するためでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第3号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第2号)でございます。本件につきましては、繰越明許費の追加をいたしたいものでございます。詳細につきましては次長から説明をいたします。

次に、日程第6 議案第4号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。当初予算につきましては、基本的な考え方を述べさせていただきます。令和6年度当初予算は、初めに第二清掃処理場の解体及び(仮称)剪定枝リサイクルセンター整備事業、次に旧事務棟の解体及び新たな温浴施設整備事業、次に令和8年度の供用開始へ向けた本郷ふれあい公園(第二工区)整備事業、最後に本郷老人福祉センター及び屋内温水プールについては、利用者の安全を第一とし、安心して利用できる環境を提供するの以上4点を重点項目として予算編成を行いました。

第二清掃処理場の解体工事は2年目となりますが、跡地に整備する(仮称)剪定枝リサイクルセンター整備事業は、工事発注に向けた関連業務を継続して進め、令和8年度の完成を目指しております。旧事務棟の解体及び新たな温浴施設整備事業は、令和6年度中に旧事務棟を解体し、跡地に整備する温浴施設の基本設計業務に取り組んでまいります。これらの事業につきましては、可能な限り経費削減に努め、国費等の特定財源を積極的に活用してまいります。

また、ごみ焼却施設の運営維持につきましては、安全かつ確実に処理を行い、安心・安全な稼働を心がけ、余熱利用施設の運営維持につきましても、利用者が安心して利用できることを最優先に運営してまいります。以上のことから、令和6年度一般会計歳入歳出予算は、第1条としまして、歳入歳出それぞれ44億6,703万3,000円とするものでございます。

また、第2条で債務負担行為を、第3条で地方債を、第4条で一時借入金を定めるものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。以

上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 組合長の説明が終わりました。それでは、日程第3議案第1号 高座清掃施設組合施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（松本友樹） 日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合施設整備基金条例についてご説明いたします。

議案書は1ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。

本議案は、近年想定されます南海トラフ地震など大地震や富士山噴火による火山灰被害などで、当組合施設もダメージを受ける危険性がございます。特に、ごみ焼却施設につきましては、生活と非常に密着しており、生ごみ処理など、保健衛生上においても、一刻も早く稼働しなければなりません。こうした災害等による施設復旧や、緊急やむを得ない事象などへの対応のために、計画的にその復旧財源を確保することなどを目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。議案書は2ページ、3ページとなります。

第1条では、施設整備基金を設置することを定めております。

第2条では、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとしております。

第3条第1項では、基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならないことを定め、第2項では、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができることを規定してございます。

第4条では、運用収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れることを規定し、第5条では、財政上必要がある場合には、繰替え運用できるものとしてございます。

第6条では、基金の全部または一部の処分について定めております。

第7条は、委任規定でございます。

附則となりますが、本条例は、令和6年4月1日より施行いたします。以上、大変雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） それでは質問いたします。災害復旧に対して基金を積んでおくという、基金を持って、それから使っていくという考え方は理解をします。ただ、その設置目的の中で、施設整備とか施設の解体及び周辺環境整備の資金に充てるためということが条例には書いてあります。でも、口頭での説明では災害復旧というふうに言われています。

三市の分担金で高座清掃施設組合がこうやって設立されて運営されている中で、基金をどれくらい積むかもお聞かせいただきたいんですが、基金が積み上がって行って、それが解体工事とかに充てられるというのと、じゃ、分担金は何に使うんだということにも、やっぱりなりかねないと思うんですが、そのあたり、改めて今回の基金は何に使うためにつくられるものなのか、改めてお聞かせいただきたいということと、その基金がどのくらいたまっていくといいますか、目的と、金額的にはどのくらい基金に積んでおきたいと高座としてはお考えなのか、そのことについてまずお聞かせください。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） まずは、第一義的には、先ほどご答弁申し上げましたとおり、施設の復旧ということ掲げてございます。

それで、金額でございますけれども、まだこれは決算の余剰金から積み立てていくものですから、具体的には分からないんですけれども、長期的なスパンで、大体20億円ぐらいが目安かなというふうに私どものほうでは考えてございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 吉田議員。

◎（吉田みな子議員） 20億円が基金で積めるかどうか、ちょっとなかなか難しいですけれども、どこから捻出されるのかなというふうに思ったりするんですが、それは可能だということなんですか。長期的に20億円を持ち続けたいと。その長期っていつぐらいなのかということと、大体決算で、剰余金というんです

か、発生すると思うんですが、それをどのぐらいお考えかということと、令和5年度はどのぐらいが決算で出ているのか、見込みについてもお聞かせください。

それと、基金をつくることによって、三市の分担金で成り立っていますので、三市それぞれ、この基金について使い方などをどのように受け止めているのか。懸案事項など出てきているのであれば、お答えください。

◎議長（荻原健司議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） 基本的には、この基金については三市が合意しておりますのでやっていくという形で、20億円というのはいわゆる結果であって、20億円を目標に、全部20億円集めるんだという話ではありません。いわゆる限度として考えれば20億円ぐらいだろうというのを頭に入れてください。

問題は、吉田議員さんは知らないかもしれませんが、前の施設のときに相当な費用がかかったんですよ。いわゆるプラントというのは、1回故障すると何億円とかかる。それを借金するか三市で分担するかなんです。それを今まで、まずは借金を返している部分はもう終わっておりますけれども、あの水の管理があるでしょう、あの廃棄物の管理。あそこに数十億円抱えています、はっきり申し上げて。あれも国の指導でやって、国の補助金をもらいながら、ある程度高座が負担をしているわけです。それまでは全く問題がなかった。国の環境基準が変わったことによってそうなってきたという話です。よって、そういったものが、予期せぬことも出てきますので、そういった部分をやっていくと。

それから、三市については、毎年毎年予算編成を行いますし、いわゆる決算についてもやっております。これについては、組合長と副組合長の三市の首長で相談をしながら決定をしていきたいというふうに思っています。よって、何がいわゆる基金をつて、今、大和斎場でも基金をつくったじゃないですか、この間。基金設置条例を提案しましたよね。中には、議長さん、知ってられる方が多いと思いますけれども、そういった部分でいくと、一部事務組合で運営していくに当たって、いざというときに一般会計からそれぞれ集めるにしても、大変な状況があります。いわゆる経済がよければいいですけども、悪くなったときに、じゃ、それを借金できるかという話もございますし、様々な点がありますから、高座としてそういった基金を持つことによって、いわゆるそれぞれの市の負担を軽減していくという形になるというふうに思っています。以上であります。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） 補足でございますけれども、決算額なんですけれども、令和4年度の決算が約4億5,512万9,245円。大体積立金はこの程度、毎年毎年出ると見込まれておりますので、それを考えてございます。これが、失礼しました、繰越金の決算額です。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 吉田議員。

◎（吉田みな子議員） 令和4年度の決算は繰越金が4億円ぐらい出ている、それは全て積み立てるわけではないということですね。私も、今後の新炉の更新で基金を積んでいくのかなど。そういうことも考え方としては私も本当に必要だと思っているんです。ただ一方で、災害が起きたときに、その基金からも繰り出していくのかなと思うんですね。だから、その基金をどっちを優先にするのか。災害でもし何かあったときに出していくと、基金はなくなっていく。そのあたりの考え方がなかなか見えてこなかったもので、改めてこの基金というのは、組合長がおっしゃるように、今後の炉の更新に向けてためて積んでいくことが基本だということによろしいのかということと、先ほど、三市の合意ということでももちろん承知はしているんですが、三市それぞれ、懸念とか、そういうものは出てきていないということによろしいですか。

◎議長（荻原健司議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） まず、三市で懸念があったら提案なんかしないですよ、はっきり言って。そんな仲悪いわけじゃない。いわゆる三市の一部事務組合でやっているということは、前はいろいろぎくしゃくしました、管理のことで。けれども、今は三市でいろいろ相談して、この基金条例をつくろうという形で進んで、ぎくしゃくはしていませんので、懸念とかそういうのは全くございません、はっきり言って。疑うこと自体がおかしいです、はっきり申し上げて。斜めから物事を見るからそうなるんです。

もう一つ申し上げておきたいのは、いわゆる普段は修繕費にも回しますけれども、災害があったときに、国からの急のお金ってそんなに早く来ないんですよ。現実、能登半島を見てください、全然来ていないじゃないですか。日本赤十字では相当のお金が集まっていますよ。それは分配されていますか。国のお金だって全然行き渡っていないですよ。現実には、海老名市の職員が昨日も話しているじゃ

ないですか。質問されたでしょう、職員は残業で行っているって。国が来ていないんですよ、全然。そんな手当がない。まだ来ていないんですよ。

そういった中で、ある程度一定の額を持っていなければ、いわゆるこの整備とか、そういうのもできないという形で、私たちも今、高座では考えているということで、以上、そういうことであります。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんでしょうか。星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） 先ほどの吉田議員の質疑でもあったんですけども、ちょっと明確になっていなかったので、私のほうからも再度お伺いしたいんですが、積立ての金額が大体20億円というのは分かりました。それはどのぐらいの期間でその20億円を積み立てていくとお考えなのかということを知りたいというのが1点。

それと、第5条のほうの繰替え運用というのがあるわけなんですけれども、ここに、組合長は、財政上必要があると認めるときは繰戻しをするというふうなことが書かれているわけですが、この「必要があると認めるとき」というのはどういうことなのか、明確にお示しいただきたいと思います。そして、「確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて」というふうにも書かれているんですけども、この期間というのが、繰戻しをした場合、どのぐらいの期間になるのか。そして、利率というのは何を基準に定めるのかということをお伺いします。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） それでは、最初の1番のご質問なんですけれども、おおよその目安で令和20年頃を考えてございます。

それから、まず繰替え運用の関係でございまして、まずは一時的な資金不足に対応するために、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することです。これが繰替え運用ということで規定されてございます。期間ですとか利率は、ご存じのとおり利率というのはまだ分かりませんので、そのとき、そのときに判断していくような形でございます。以上になります。

◎議長（荻原健司議員） 星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） ありがとうございます。令和20年というふうにおっしゃったので、大体14年ぐらいということなのかなと思うんですが、ちょっとお伺いしたいのは、もしここで災害が起こって、それを使っていった場合に、大体令和

20年を目安とおっしゃっていましたが、その間使うようなことがあったら、その後もずっと、20億円というその基金の金額になるように、ずっとためていくのかというところをちょっとお願いします。

それと、ごめんなさい、「財政上必要があると認めるときは」のお答えだったんですけれども、ちょっと早口過ぎてよく聞き取れなかったので、もう一度少しだけゆっくりお話しいただけますか。

そして、利率のこととかそういうのは、そのときになってみないと分からないというふうな……。要するに、そのときの、お金が必要になったときに、繰戻しをするときにある利率、世間一般で使われている利率を反映するというふうな理解でよろしいのかどうか、お伺いします。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） 令和20年というのはおおよその目安でございまして、確定したわけではございません。

それから、すみません、早口だったということで、大変申し訳ございません。もう一度繰り返し申し上げますけれども、資金不足に対応するため、基金の現金を歳計現金と一時的に繰替えして、使用期間に応じた利息が入ってくるわけなんです。それは最終的に基金のほうから別の会計に繰り入れた、そこからの利息がまた基金のほうに戻ってくるという形での規定がございまして。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 星野議員。

◎（星野久美子議員） ありがとうございます。令和20年というのはおおよそというふうにおっしゃったんですけれども、先ほどお伺いした、20億円、使っていたらそこになるようにずっと続けていくのかというところだけお答えいただければと思います。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） 正直申し上げます、いつ災害が起こるか分かりません。災害のときは当然基金のほうを崩すような形になりますので、またそのときに再度設定するような形になろうかと思っております。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） すみません、私からも1点お願いします。この災害のため

に基金を積み立てるという考え方、私も必要かなと思っております。それで、運用先をどういったところを考えていらっしゃるのか。基金の運用先。1つなのか複数なのか、民間なのかというところを最後教えてください。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） 運用先でございます。一番利率のいいもの、例えば国債ですとか地方債等も考えられます。当然市中銀行もあるんですけども、最も利率のいいところを現在では考えてございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） すみません、それは一つではないという回答ですよ。複数で考えていらっしゃるということ……。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） おっしゃるとおりでございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） これにて質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第1号 高座清掃施設組合施設整備基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧いただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長から申されたとおりでございます。

続いて、議案書の6ページをご覧いただきたいと思っております。改正の主な内容でございますが、第2条第1項の改正は、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えるものでございます。

第13条の2を加える改正は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、高座清掃施設組合一般職の給与に関する条例第22条の規定を任期の定めがある6月以上などのフルタイム会計年度任用職員について準用するものでございます。

第23条の2を加える改正は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、高座清掃施設組合一般職の給与に関する条例第22条の規定を任期の定めがある6月以上などのパートタイム会計年度任用職員について準用するものでございます。

パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の基礎額について、基準日以前の6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額とするものでございます。

また併せて、勤勉手当の支給に関する規定の追加等に伴い、文言の整理を行うものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和6年4月1日としたいものでございます。

また、附則の第2条は、関連条例の一部改正といたしまして、高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例について、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給を会計年度任用職員も対象とするものでございます。以上、大変雑駁ではございますが、議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） 今の現状をお聞きしたいんですけども、フルタイムもしくはパートタイムの会計年度任用職員というのは、今現在、いらっしゃるんでしょうか。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） 現在、2名のパートタイム会計年度任用職員が在籍しております。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） 2名の方、フルタイムではなくパートタイムということでしょうか。

◎次長兼施設課長（小川隆太） はい。

◎（星野久美子議員） なるほど、そういった方々にも勤勉手当が支給されるということは、本当にうれしいことなわけなんですけれども、働く人々が会計年度ごとの不安定雇用ではなくて、正規雇用にしていただきたいと思うわけなんですけれども、これは今回の条例改正とは関係がありませんので、要望にとどめておきますが、よろしく願いいたします。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） これにて質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたしました。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を

求めます。

(挙手全員)

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第2号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第3号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、日程第5 議案第3号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧くださいと存じます。第1表 繰越明許費補正、1、追加でございます。表の上段、4款衛生費、1項清掃費、事業名第二清掃処理場等解体撤去工事施工監理業務委託でございます。こちら、翌年度繰越しできる額は837万1,000円でございます。内容といたしましては、第二清掃処理場等解体撤去工事が、関係機関への手続の遅れなどから、令和5年度の出来高として想定していた規模に達しなかったため、本件業務の委託料を出来高規模に合わせて支出し、残りの予算を繰越明許費として設定したいものでございます。

続きまして、表の下段、5款土木費、1項都市計画費、事業名本郷ふれあい公園（第二工区）申請図書等作成業務委託で、翌年度繰越しできる額は101万5,000円でございます。内容といたしましては、本郷ふれあい公園（第二工区）の建築物確認申請先である厚木土木事務所東部センターにおきまして、能登半島地震への災害対応等により、申請内容の確認に時間を要し、年度内の業務完了が見込めないため、繰越明許費を設定させていただきたいものでございます。以上、大変雑駁ではございますが、議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（荻原健司議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） 衛生費の清掃費、第二清掃処理場等解体撤去工事施工監理業務委託ですけれども、関係機関との調整の遅れというのは具体的にどのようなものになりますか。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） ただいまご質問いただきました衛生費の繰越明許費補正のいわゆる第二清掃処理場の解体工事の遅れの件でございます。手続の遅れということで、ただいま次長のほうからご説明させていただきました。具体的には、土壤汚染対策法の中で、形質変更の面積が3,000㎡以上になりますと、要は届出をしなければいけないということでございます。その届出の書類の不備を、神奈川県が届先なんですけれども、指摘のほうを受けておりまして、その関係での手続の遅れというところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） 書類の不備ということですが、具体的にどのような不備を指摘されているんでしょうか。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） いわゆる土壤汚染対策法の中で、汚染の判断が3段階に分かれてあるんですけれども、その3段階の汚染の基準の考え方と、それに伴いまして追加の土壤汚染調査、これを求められておりまして、その関係で遅れているといったところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） 3点目、最後になりますが、ちょっと答弁が分かりにくくて、どう捉えたらいいか、改めてお聞きしたいんですけれども、要は高座組合側が出したものと受け取った県とのずれというんですかね、高座としては問題ないと思っていたものが、県としては再調査が必要だということなんですか。もう少し具体的に、何がどう判断が違って、考え方が違って、調査をやり直すということになるんですか。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） これは非常に難しい内容でございます。実は平成4年度に、私ども、発注者支援業務委託ということで、解体工事に関して、いわゆる汚染調査も含めて委託を出しています。その中で、いわゆる環境省及び都道府県が指定しております指定調査機関、こちらが地歴調査等を行って、いわゆるおその判断というのをしているわけなんですけれども、いわゆる汚染のおそれがどうなるかという、先ほど言いました3段階の判断なんですけ

れども、その判断基準が、いわゆる神奈川県と指定調査機関とのずれが出ているといったところが具体的な理由でございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） この清掃費のことについてもお伺いしようかと思ったんですけれども、今、吉田議員が聞いていたんですが、その中から1点なんですけれども、たった今の答弁なんですけれども、平成4年度というふうにおっしゃったかなと思うんですけれども、令和4年ではなく平成4年で間違いはないですか。これは後で答弁いただければいいです。

それとあと、都市計画費のほうなんですけれども、本郷ふれあい公園のほうですね。これは、管理棟の建築確認申請をして、その許可が下りてこないということだったかなと思うんですけれども、実際には、本来であれば、その許可はいつ下りる予定だったのか。そして、この先、いつ頃下りる予定になっているのか。そして、能登地震の影響でというふうにおっしゃっていたと思うんですが、どういった影響があったのかということをお答えいただければと思います。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） 大変失礼いたしました。平成ではなくて令和4年度、令和4年でございます。訂正させていただきます。

それから、建築確認申請の事務手続でございますけれども、実際には事前審査というのがありまして、それはもう既に入っているんですけれども、神奈川県のほうから、いわゆる本申請をまだしないほしいと。いわゆる受け付けたら一定期間の間に申請を下ろさなきゃいけないので、そのために、いわゆる申請する時期を延ばしてほしいというふうに求められております。現在の予定としては来月、4月に入ってから本申請ができるというふうに考えております。

なぜ神奈川県がそういうふうな状態なのかといいますと、海老名市の場合は神奈川県東部センターに建築主事がいるわけなんですけれども、いわゆる震災対応で県職員がやはりそちらのほうにも回っている関係で、やや手薄になっていると。だから、なかなか通常どおり手続が進まないといったような理由でございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） ありがとうございます。そうですね、本申請をまだして

いないということなわけですね。申請をしてしまうと、ある程度の期間で許可を出さなければいけないということがあるので、ちょっと待ってくださいということで、今待っているという状態で、それが来月には本申請ができるというお答えでしたよね。

これが少し遅れて、本来であれば3月には許可が下りるというふうなことだったかなと、今の答弁ではないですけれども、以前そのようにお伺いしたかなと思うんですけれども、この申請が遅れて許可が遅れるということで、影響はないんでしょうか。この本郷ふれあい公園の工事、第二工区の工事に対して、その申請が遅れたことによってちょっと問題が出てくるという懸念はないんでしょうか。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） 今回の繰越明許に伴いますいわゆる公園整備の遅れでございますけれども、基本的には来年度、いわゆる令和6年度と7年度の2か年で公園整備をする中で管理棟の建築も考えておりますので、基本的にはまだ発注時期ではありませんので、基本的には今の状況では遅れが生じないというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第3号 令和5年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましては原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第4号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（松本友樹） それでは、議案第4号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書9ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億6,703万3,000円と定めたいもので、款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によるものでございます。

第3条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債によるものでございます。

第4条、一時借入金の借入限度額を3億円と定めたいものでございます。

続きまして、10ページ、お開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算の歳入でございませう。

1 款分担金及び負担金は23億9,474万6,000円で、対前年度比0.9%の減少で、その要因でございませうが、令和6年度予算総額は増額となったものの、特定財源の確保等により分担金は減額となりました。

2 款使用料及び手数料は5億1,666万円で、対前年度比27.2%の増加で、主な要因は、2 項手数料の事業系一般廃棄物処理手数料の単価改定によるものでございませう。

3 款国庫支出金は3億767万1,000円で、対前年度比10.2%の増加で、主な要因は、本郷ふれあい公園（第二工区）の整備工事に伴う国からの補助金でございませう。

4 款県支出金は8,622万3,000円で、対前年度比45.5%の増加で、主な要因は、旧事務棟解体撤去工事及び本郷ふれあい公園（第二工区）の整備等に伴う県からの補助金でございませう。

5 款財産収入は、基金費の運用による利子となります。

6 款繰越金は 2 億 5,000 万円で、前年度と同額となっております。

7 款諸収入は 33 万 2,000 円で、対前年度比 24.4% の減少で、その主な要因は、雇用保険被保険者負担金の減少等によるものでございます。

8 款組合債は 9 億 1,140 万円で、対前年度比 60.2% の増加で、主な要因は、本郷ふれあい公園（第二工区）の整備工事によるものでございます。

歳入合計は 44 億 6,703 万 3,000 円で、対前年度比 12.2% の増加となっております。

続きまして、11 ページをお開きください。こちらは歳出となります。

1 款議会費は 116 万 4,000 円、2 款総務費は 4 億 9,152 万 3,000 円で、対前年度比 26.3% の増加で、主な要因は、旧事務棟等解体撤去工事によるものでございます。

3 款民生費は 2,498 万 8,000 円で、対前年度比 3.7% の減少で、主な要因は、備品購入費の減少によるものとなっております。

4 款衛生費は 21 億 9,734 万 2,000 円で、対前年度比 2.7% の減少で、主な要因は、第二清掃処理場等解体撤去工事費の減少によるものでございます。

5 款土木費は 5 億 2,917 万 5,000 円で、対前年度比 334.7% の増加で、主な要因は、本郷ふれあい公園（第二工区）の整備工事費の増加によるものでございます。

6 款教育費は 1 億 4,459 万 7,000 円で、対前年度比 16.8% の増加で、主な要因は、施設修繕費の増加によるものでございます。

7 款公債費は 10 億 4,814 万 3,000 円で、対前年度比 1.8% の増加でございます。

8 款諸支出金は 10 万 1,000 円で、基金費の予算科目を設定するため計上したものでございます。

9 款予備費は 3,000 万円で、前年度と同額となっております。

歳出合計は 44 億 6,703 万 3,000 円で、対前年度比 12.2% の増加でございます。

続きまして、12 ページ、お開きいただきたいと存じます。第 2 表 債務負担行為となります。工業薬品購入の期間は令和 7 年度、限度額は 51 万 9,000 円、機器校正業務の期間は令和 7 年度、限度額は 18 万円、分析業務の期間は令和 7 年度、限度額は 20 万 8,000 円、本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事施工監理業務委託期間は令和 7 年度、限度額は 1,859 万円でございます。

第3表 地方債となります。（仮称）地域交流温浴センター整備事業の限度額は6,190万円、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の限度額は5億5,120万円、本郷ふれあい公園整備事業の限度額は2億9,830万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については表にお示ししたとおりでございます。限度額の合計は9億1,140万円でございます。

なお、13ページから45ページは歳入歳出予算事項別明細書、46ページから53ページは給与費明細書、54ページ、55ページは継続費に関する調書、56ページ、57ページは債務負担行為に関する調書、58ページ、59ページは地方債に関する調書となっております。

また、予算説明資料を別途配付してございますので、後ほどご高覧いただければと存じます。以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（荻原健司議員） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。星野議員。

◎（星野久美子議員） たびたびすみません。一般会計予算に関して4点ほど伺いたいします。

まず、予算書の32、33ページ、この一番下のほうなんですけれども、塵芥処理費の第二清掃処理場等解体撤去工事に関わることなんです、この工事に際して、ダイオキシンやアスベストなどに関わる安全対策、飛散防止や拡散防止について、周辺住民への専門的な説明会の開催が必要だと考えるものなんですけれども、それに対する見解を伺います。

2点目、予算書36、37ページ、公園費の本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事に関してなんですけれども、第一工区るときには技術専門職員がおらず、条例に抵触する事態が起こったということを知り及んでおります。第二工区では技術職員の配置はどうなっているのかというところを伺います。

そして、同じところなんです、3つ目、第二工区で新たな井戸を掘る計画があると思うんですけれども、その井戸を掘ると、第一工区にある井戸と第二工区の新たな井戸との揚水管の積算によって、第一工区にある井戸が県の条例に違反してしまうことになると思うんですけれども、それに対してどのような対応をされているか、どのような運用になっているのかというのを伺います。

そして最後、4点目、38、39ページ、6款教育費ですね。体育施設費の中の施設修繕というのがございまして、4,220万7,000円、これはどこを修繕するものなのかというところ具体的にお示してください。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） ただいま星野議員からご質問をいただきました1番目、2番目、3番目、これについて私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、第二清掃処理場解体工事に関しての、いわゆる地域への周知ということでございます。今ご質問のとおり、ダイオキシン類とかアスベストが当然建物の中に使われておりますので、実は説明会を既に実施しておりまして、昨年の9月16日土曜日、こちらの会場で2回に分けて説明会を実施しているところでございます。

続いて2番目の公園の工事に関してのいわゆる技術職員の配置についてですけれども、今回、土木系職員、私も土木系の職員でございますけれども、いますので、その職員によって現場監理のほうをきちんと対応させていただきたいと思っております。

3つ目の第一工区で既に設置してあります井戸と、第二工区で新たに設置する井戸のいわゆる条例上の取扱いでございますけれども、まず、第二工区で井戸を造る前に、第一工区のほうで条例に適應できるような形で新たな井戸を整備する、そういうふうを考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、私のほうから4点目の施設修繕の関係でご回答申し上げます。

プールなんですけれども、施設修繕はどこをどのように修繕するのかというところでございます。主な内容としては、定期設備補修と、あとサウナ室の補修という2件であります。定期設備補修につきましては、毎年実施しているプール設備の定期的な点検整備、補修となります。主な内容としては、ポンプ類の整備や槽の清掃等、毎年実施する項目のほかに、防水塗装を行うプール槽の舗装の補修、あと、ひび割れている窓ガラスの交換、異音が発生している自動ドアの整備等がございまして、13項目ほどございますので、そちらを行うというところでご

ざいます。また、サウナ室の補正につきましては、サウナ室内の建築材料であります木材が今不足している部分があるというところから、割れやささくれも発生していることから、利用者の安全性を考慮しまして、補修を行うものでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） ありがとうございます。まず1点目に関してですが、説明会は、昨年度9月に2回に分けて行ったということなんですが、説明会はそれで終わりなのか、今後は計画はされていないかというのを1点お伺いします。何人ぐらいの方が説明会に来られたかというのがもし分かれば、お示しいただければと思います。そして、これは本年度、説明会を行ったということだと思っておりますが、予算ですから、新年度、令和6年度に説明会を新たにやる予定というのがないかというふうな形でお伺いします。

それから、2番目の技術職員に関してですけれども、今お答えいただいた参事が技術職員だというふうにもおっしゃっていたんですけれども、第一工区の時に入らなかったんでしょうか。今回は、第二工区のほうではしっかりと入るというふうにおっしゃっていると思うんですけれども、なぜ第一工区では入らなかったのかというところをちょっとお伺いします。

それと3点目の井戸、第二工区の井戸を掘る前に第一工区に新たな井戸を整備するというふうなお答えだったかと思うんですけれども、工事請負費のところには本郷ふれあい公園井戸改修工事という欄がありますよね、3,570万円余。これが今ある井戸の新たに造り替える費用なのかということをお伺いします。

それと修繕の関係、プールの修繕。これは、期間的には、この修繕はどのくらいかかるのかというところをお伺いします。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） それでは、改めまして1番目の昨年の説明会の参加人数でございますけれども、2回合わせまして24名の方にご出席いただいたところでございます。

あと、新たな説明会というところがございますけれども、今の状況からしますと、年2回、地元の地区を対象にして定期的に報告会をやっていますので、その中を利用して進捗状況等をご説明していきたいと。なおかつ、工事の進捗に合わ

せまして現場のほうに掲示板を掲げて、いわゆる工事の週間予定とか、例えば環境測定も常にやっていますので、そういった通知の周知も図っていききたいというふうに考えております。

それから、2番目の第一工区のと きになぜ技術系の職員がいなかったかというところでございますけれども、正直言いまして、私、実は海老名のほうで土木系の仕事をしていたので、その当時はまだ海老名の立場でございました。やはりそういう、今回大規模な土木工学系の工事があるということの中で、私以外にも、いわゆる土木系の技術職員として今の配置にさせていただいているところでございます。

それから、3つ目の第一工区の井戸の改修の費用なんですけれども、今ご質問をいただいたとおりの予算書の中で対応する予定でございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） プールの修繕の期間というところでございますけれども、3週間程度を見込んでいるところでございます。補足なんですけれども、定期設備補修については、海老名市内にほかのプールもございまして、補修期間は閉館するものですから、そこと閉館期間がかぶらないように調整しているところでございます。本組合のプールについては例年12月に実施しているところでございますので、この時期にサウナ室保守も同時に実施しまして、令和6年度においても、大体11月から12月にやりたいと。その期間を3週間程度と見込んでいるところでございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 星野久美子議員。

◎（星野久美子議員） ありがとうございます。技術職員のケアは分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

1点だけ、説明会に関してなんですけれども、定期的な話し合いが年に2回ですか、あるので、そこで随時報告していくということなんです、アスベストとか、あとダイオキシンということになると、やはりもう少し専門的な、ふだんではない、仮にそういうことが出てきた場合は出てくるんだろうと思われるんですけれども、専門的な説明会というのを別建てにするほうがいいのではないかと。やはり周辺の方たちも不安だろうと思うんですね。進捗状況だけではなく、そう

いった部分の説明会も必要だと思いますが、それに対する見解をお伺いします。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） 第二清掃処理場の解体に関しての専門的な視点からの説明ということでございますけれども、実は昨年9月16日の説明会は、いわゆる説明者は高座ではなくて、今回工事を受注しております熊谷組というところなんですけれども、熊谷組のほうで、プロジェクターを使ったスライドで、今回、管理区域を設けるんですけれども、どういった方法でそういう有害物質を除去するののかというのを既に説明しておりますので、基本的にはその方向は全く今変わっていないところでございます。例えばその方法が変わったりなんかすると、またちょっと考えなきゃいけないなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） それでは、当初予算について質問いたします。まず、歳入、予算書16ページ、衛生使用料19万円、こちらは環境プラザ使用料増加見込みの要因と、今年度の各貸室の利用実績を伺います。

2点目、16ページの衛生手数料5億1,300万円、こちらは手数料増加によるものだと説明でありましたが、この事業系ごみについては、現在、燃やしたほうが安い現状があって、リサイクルを促すことが課題だと思っています。そのことを変えていくためにも、今回の手数料増加が一つのきっかけになることを期待したいと思っています。手数料を増加することでごみの搬入量が減ることについては、現時点でどのように見込んでいるのか、お伺いをいたします。

次に歳出、予算書26ページ、財政管理費、（仮称）地域交流温浴センター基本業務3,828万円、こちらについてですが、現在、（仮称）地域交流温浴センターについての現時点での構想、それと役割と位置づけについて伺います。また、工事期間と、利用開始がいつ頃になるか、その見込みもあわせて伺います。

次に、予算書30ページ、社会福祉施設費、本郷老人福祉センター指定管理料2,376万円です。来年度の利用見込数と今年度の実績を伺います。それと指定管理料の内訳と来年度の収支見込みについても伺います。また、こちらは本郷荘と呼ばれていますが、現在、団体利用で15名以上の団体でしか使えない状況もあり、市民の方からは、そのあたり、緩和してほしいというお声も聞いています

が、その利用実績、実態についての課題認識についてどのようにお考えか伺います。

5点目、予算書32ページ、塵芥処理費、じん芥処理施設等運営・維持管理業務10億8,254万2,000円についてです。こちらはごみ処理焼却炉の運営についての費用ですけれども、過去5年間の業務委託料の推移と増額要因についてまず伺います。それと焼却炉の、来年度、2024年度の稼働目標値と稼働見込日数を伺います。あわせて、今の焼却炉の最大の搬入受入れトン数を伺うとともに、来年度のごみの搬入量の見込みもお伺いいたします。

6点目、第二清掃処理場等解体撤去工事6億9,889万6,000円についてです。解体工事の進捗状況をお伺いすると、先ほどの補正予算の中でもご答弁ありましたが、土壌汚染のおそれについて、こちらをもう少し詳しく、何がどう汚染のおそれがあるのか、ダイオキシンや六価クロム、ヒ素など様々な基準がありますけれども、もう少し具体的に教えてください。

最後、予算書40ページ、公債費についてです。説明資料にもあるんですけども、公債費の見込みが提示をいただいています。今後、公園整備や温浴施設、剪定枝のリサイクル施設の建設計画を予定しており、公債費が増えていく見込みで、三市の分担金増加の懸念も当然あります。今後、分担金がどのくらい増加していくことが見込まれるのか、現時点の試算をお伺いいたします。以上、よろしく申し上げます。

◎議長（荻原健司議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） それでは、まず最初に、1点目と2点目についてご説明申し上げます。

環境プラザの利用実績からまずお知らせしたいと思っておりますけれども、創作工房というのがまずございます。これは陶芸室等なんですけれども、使用件数が37件、合計が81人でございます。それから多目的スタジオ、一番人気がありますダンスホール等があるんですけども、こちらのほうが使用件数が212件、人数でしたら2,510人。それからキッチンルーム、調理室のほうなんですけれども、使用件数が2件、それで人数でいきますと37人。音楽室でございますが、これは冒頭のほうにもちょっと申し上げたんですが、184件の516人。それから会議室がございまして、こちらのほうが15件の445人。合計になりますけれども、使用件数で

いいますと450件、人数でいいますと3,589名です。これは延べ人数ということでご理解いただきたいと思います。

それから、どのような形で貸館の使用料を試算したかということは、決算額に基づいて試算してございます。貸館は、環境プラザの貸館使用料が若干上がっているんですが、これは全協のほうで報告したんですけれども、ピアノの使用の人数が恐らく増加するんじゃないかなという形で試算してございます。

それから、衛生手数料の関係でございます。事業系の搬入手数料でございますが、今度、事業系の手数料が10kg当たり250円から300円になります。こういうことでインセンティブが働きますので、具体的に幾ら減量になるかは分かりませんが、かなりインセンティブが働いて、減量になるのではないかなということを推測してございます。

それから、一番最後のご質問のほうを先にちょっとお答えさせていただきますけれども、今後の公債費の関係でございますけれども、一応ピークは令和12年度を想定してございます。こちらのほうが13億3,000万円に公債費がなりますけれども、今後の推移については、まだあくまで現状でございますので、予定としては分かりません。これについて、分担金がどうなるかということでございますので、個々の国、県の補助金等も絡んできますので、現段階では試算は出てきておりません。以上でございます。

◎議長（萩原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） 私のほうから、では本郷荘と塵芥処理費のほうを、答えられるところを答えてまいりたいと思います。

まず、本郷荘の利用見込みということでございますけれども、今年度2月末現在なんですけれども、5,252名利用いただいているところでございます。前年度末、2月末の同じ時期と比べると、同じ時期が3,608名だったことから、利用人数は増加しているところでございますので、引き続き増加していただければなというふうな見込みでございます。

あと、収支の見込みというところでございますけれども、指定管理者は、本郷荘につきましては自主事業を行っておりますので、そちらの収入がどのぐらいかというところで変わってくると思いますが、基本的にはその収入によって増減するところでありますので、今のところとんとなのかなというようなところでご

ざいます。団体は15名以内という話がございますので、その辺、ご心配いただきまして、ちょっと検討をさせていただければと思います。

塵芥処理費のほうなんですけれども、過去5年につきましては、令和元年が約ですけれども8億3,000万円、あるいは2年が9億2,000万円、令和3年が8億6,000万円、令和4年が8億7,000万円というところで、5年は、すみません、ちょっと今数字が手元にないんですけれども、今度10億円を超えるというところございます。増加の要因なんですけれども、こちらは構成三市からごみの搬入の予測量をいただきまして、それを委託者のほうに出して、それで焼却処理の費用、あと資源化の費用等を算出していただいて予算を作成するというところございます。搬入量が多くなったという話でもなくて、処理費用の絡みもありますので、具体的にその辺、どこが増えたというところはないんですけれども、そういった形で算出するものでございます。私のほうからは以上です。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） それでは私のほうから、温浴施設と第二清掃処理場の解体の関係について答弁のほうをさせていただきます。

まず、（仮称）地域交流温浴センターでございますけれども、いわゆるコンセプトを3つ掲げております。1つは、高齢者をはじめ多世代の市民に親しまれ、気楽に利用できる施設。2つ目としては、多くの市民が利用し、地域の交流、地域社会のコミュニティーを形成する施設。次いで3つ目としましては、循環型社会に貢献する施設。この3つのコンセプトを持って、いわゆる構想、役割、そういったことで整備を進めてまいりたいというふうに考えております。整備時期の目標でございますけれども、現在、令和9年度の秋にオープンできればというところを進めているところでございます。

続いて、2点目の第二清掃処理場解体撤去工事に関しての土壌汚染調査の関係ですけれども、今回、県のほうからいろいろ言われていますのは、ダイオキシン類ではなくて、土壌汚染対策法に基づいた第一種・第二種・第三種特定有害物質、それについてのところございます。遅れの具体的なところございますけれども、いわゆる第二清掃処理場は、従前は田んぼのような、水田だったかと思うんですけれども、そこからいきなり第二清掃処理場になったわけではなくて、いわゆる地歴調査というのを行った中で、1回、大阪のほうに会社があり

ますペイント会社が利用していた時期があった。だから、そういうものを踏まえて、いわゆる調査しなきゃいけないんじゃないですかというのがまず県から指摘されているところでございます。ですから、正直言いまして、今の地盤よりもかなり下のところに従前の土地利用の形態がありましたので、あわせて今回の建物についても結構深く現在掘っております。従前、工事のときには結構深く掘っておりますので、そういったものも含めて、表面だけで一旦調査していたんですけれども、下の部分についても調査するようにということの指導で、追加調査を行っているといったところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） すみません、先ほどちょっと答弁漏れがありまして、炉の稼働見込日数というところで、6年度につきましては325日を見込んでいるところでございます。炉については、年間で6万5,700 t程度が適正に運用できるマックスというような認識でございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子議員） 再質問、2問目の質問をしていきます。

まず最初、環境プラザなんですけど、非常に貸室が偏りというんですか、使われているところと使われていないところがあります。今後、新たな施設の温浴施設もそうですし、新たなものができてくる中で、今回の環境プラザの利用者の見込みについては、やっぱりシビアに見なければならぬと思います。実際に使われる施設をつくらなければならぬと私は本当に思っていますので、そのあたり、もちろん使ってもらうことは必要ですけども、果たして高座が持つ施設として必要かどうかについては、ぜひ検証というんですか、していただきたいと思います。ということは申し上げておきたいと思います。

温浴施設についてお聞きしたいと思うんですけども、多世代の方が使えるようにと地域コミュニティーを構成していくということで、循環型の施設にするということですね。実際に位置づけとして、災害時にそこが避難受入れ施設になるとか、そういうようなことについてはどのように位置づけるお考えなのか。やっぱり高座は海老名の一番端にあつて、座間市からは一番遠いところにもなっていますので、それが三市の構成市民にとってどういう役割を果たすのか、その点についてお聞きしたいのと、高座の焼却炉の熱利用についてはどのようにお考え

になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

本郷荘についてなんですけれども、指定管理料の内訳を、ちょっとご答弁をもう一度いただきたいということと、収入支出がとんとんということなんですけれども、基本的には収入が見込めない施設だというふうに思っていますが、本郷荘の収入はどのぐらいになっているか。ほぼ指定管理料で支出として行われているんじゃないかと思うんですけれども、その点についてお聞かせください。

本郷荘の利用対象者の方がもう少し使えるような、人数については検討していただくということなので、お願いしたいと思います。これはお願いで、そういうことです。

塵芥処理費についてなんですけれども、計画日数が270日くらいですか。実際に300日を超えてきている状況をどう捉えているかということと、全体の搬入量としては上限として6万5,700 tということなんですけれども、今年度何トンになっているのかということと、この6万5,700 tを現状下回っている状況にあるのか、来年度は下回る見込みになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと解体撤去工事についてなんですけれども、ダイオキシンではないと。特定化学……。ごめんなさい、ちょっときちんとメモを取れなかったので申し訳ないんですけれども、実際にはどういう種類が該当になっているのか。ピンポイントでお答えいただけないならそのように言っていただきたいんですが、もう少し分かるようにお答えいただきたいのと、県から指摘されているというのは、高座由来ではない可能性が高いということなのか教えていただきたいということと、過去に土壤汚染があって、その工事なども予算化されてきたと思うんですけれども、そうしたものが原因ではないということなのか併せてお聞かせいただきたいと思います。

最後に、分担金の試算というのはまだ出ていないということなんですけれども、公債費が増えていく中で、返済しなければならぬことも出てきます。実際に公園整備や温浴施設、剪定枝のリサイクル施設など、これから建設費にかかるお金がどんどん増えていきます。でも、直接的にはごみ処理とは関係のない施設であると私は思っています。これらの施設をどのように位置づけて、それを本当に借金をするに値する施設と構成三市の市民に、全体にどう説明するのか、そのことについてぜひお答えいただきたいと思います。

◎議長（荻原健司議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） まず、はっきり申し上げて、温浴施設を造って、これが災害時に利用できるかできないかの問題じゃないんですよ。地元との約束なんですよ。この三市が、はっきり言って三市の首長が、そして議会にもみんな報告しているじゃないですか。地元として、いわゆるこのところにクリーンセンターを造るといったときの条件がそうなんです。それを、焼却場とこの温浴施設は別ですよって、そんな認識があったなら、地元はどうやって説明するんですか、はっきり言って。地元は我慢をしていただいたんですよ。その代わりどういった要望、条件があるか、そういった中でできた訳です。それには並大抵ではない時間を労してきています、はっきり申し上げて。それを一概に、先ほどから聞いていると、起債が増えるから温浴施設は……。地元だって常識を持っていますよ。幾らでも使うんだという話じゃありません。いわゆる地元としての意見、それから、さっき言った3つのコンセプトに従っているような整備を考えていく。それを地元に表示して、地元も納得した上で造るわけですよ。そういったもので額が決まってくると思います。それを、負担金が増えちゃう、借金が増えちゃう。当然、しょうがないじゃないですか、増えたって。ここにごみ処理場があるんだもん。それだけの負担を三市がすべきなんです、地元の皆さんに。どこに持っていくんですか、はっきり申し上げて。

私がここで何でこれだけ言うかという、相当苦勞したんですよ、地元の皆さんと相談しながら。だから、20年市長をやってきたときに一番うれしいことは何だと。この処理場を造ったことでした、はっきり言って。処理場はなかなかできません。簡単に物事を言っているからですよ。もう少し議論を深めるに当たって考えていただきたい、歴史を。どうやってここができたのか。そういった部分。

先ほども、はっきり言って、プラザの関係で利用者がこうなっています、だから高座が持つべきじゃないという話があります。これは海老名の市議会でも出ているじゃないですか。みんな知らないから、いわゆるこういった音楽室がある、陶芸室がある、そういうのをPRする。それは三市の市長と相談しながら、三市でPRしていきましょう。だけれども、そのとき、委託事業でやっているものが採算が合わなければ、放るんです、運営の。例えば指定管理に持っていくとか。指定管理に持っていったら、吉田議員さん、反対するじゃない、はっきり申し上

げて。そういった新しい手法を取らないと、官が幾らいろんなことをやっても採算が合わないわけです。

さっきのピアノだってそうですよ。1,000円なり3,000円取ったって採算は合いっこありませんよ、人件費とか全部合わせるんだから。だけれども、そういうものがあることによって、ここにみんなが集まってもらって、環境問題を知ってもらおうということなんです。それが目的なんです。そういった部分では、多くの市民の皆さんが使ってほしい。そういった部分ではいわゆる周知を図らないといけない。いろんなことがあるでしょう。だけれども、根本は、そこで利用者をどんどんどんどん増やすという形を取るならば、いわゆる高座清掃施設組合の職員が運営管理をするのは無理だと私は思います。こんなことは民間じゃないとできません。そういった部分も含めた運営方法というのは検討したいということです。細かいところはそれぞれの担当から説明します。根本を少し間違えている。間違えないでくださいよ。いわゆるこの施設を使って温浴施設、温浴施設を災害時に使うために造るんじゃなくて、地元との約束なんです。その上に立って、それが災害時に使えるようにしましょうよという形なら当然いいと思いますよ、これは。そういった部分だと思います。発端はそうなんです。ところが、この施設といわゆる温浴施設は別個の話だと。一緒なんですよ、ここに地元で認めてもらった以上は。以上であります。

◎議長（萩原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、私のほうから、本郷荘の指定管理の内訳と収入をどのぐらいというところでございます。ざっくりなんですけれども、令和6年度予算ベースでございますが、人件費で610万円、事務費で97万円、管理費で1,670万円、事業費で58万円というところでございます。こちらのほうが2,440万円程度になるかと思えます。指定管理料が2,376万円でございますので、その差引きが自主事業の収入というところで、大体68万円程度と思えますけれども、その辺を見込んでいるというところでございます。

先ほどの15名の団体利用の話、まず実態把握をさせていただければと思いますので、すみませんが、よろしく願いいたします。

計画が270日ですけれども、運転の予定が325日というところの中のお話でございますけれども、このごみ処理施設ができたときには、やはり運転日数がかかり

多いというようなお話でございました。245 t 炉がございませうけれども、フル稼働して300日を超えるというふうなことがあったかと思えます。現在、それから現状、まだ6万5,700 tには届きませうけれども、減量を構成三市が進めている中で、運転日数は325日を予定しておりますが、いわゆるマックスの燃焼じゃなくて、例えば7割の燃焼で日にちを延ばすというような形の運用を委託業者のほうでしているというふうに聞いておりますので、運転の予定日数イコール負担が前みたいにかかるというような状況ではないというところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） それでは、私から2点、地域交流温浴センターと第二清掃処理場の解体について答弁させていただきます。

まず、（仮称）地域交流温浴センターについてでございますけれども、冒頭、組合長のほうから答弁させていただいたとおり、まず基本的には地域との約束に基づいて整備するということが大前提でございます。災害時の利用についてでございますけれども、これはまだ担当レベルで考えておまして、まだ意思決定されているものではないんですけれども、現在の地域交流温浴センターについては、基本的には、外部からのインフラの供給を受けずに、できれば運用できるようにしていきたいなというふうに考えております。

その中で熱利用についてというご質問がございましたとおり、この高座クリーンセンターからの余熱を利用した運営というのも考えております。いわゆる外部からのインフラ供給がなければ、当然災害時、施設に影響がなければ単独で供用することができるかというふうに思っております。ですから、この1月の能登半島地震のときには、やはり避難所で入浴に非常に困っていたという報道をされております。ですから、まずいち早く施設点検をして、災害時に入浴ができる環境を整えることができたかなというのは、まだ担当レベルですけれども、そういうふうなことも念頭に上がっているようなところでございます。

ですから、その構成市の利用の仕方についても、例えば避難する場合は、いわゆる各市が定めております避難計画の中では特に場所を特定はしていないかと思うんですけれども、いわゆるそういう意味でこちらのほうに避難されてきた方については、そういった部分での利用もしていただきたいなというふうに思ってい

るところでございます。

あと、第二清掃処理場の件でございますけれども、まず追加の土壤汚染調査についてなんですけれども、まず土壤汚染対策法というのは、第一種、第二種、第三種という3つの分類の特定有害物質が法律の対象になっています。ダイオキシン類というのは、ダイオキシン類対策特別措置法という、そっちの、また別の法律なんです。今、県のほうと議論になっているのは、土壤汚染対策法に基づいた3つの物質で、まだ追加調査の結果が正式に出てきていなくて、いわゆる業者によると、来月に入ってからになるんじゃないかというところなんですけれども、今、速報の結果としましては、その中の第二種特定有害物質について、若干ながらいわゆる基準値を超えてくるんじゃないかというふうな報告を受けているところでございます。最終的には正確な報告書を受けて、また神奈川県と相談していきたいと思っております。

仮にそうなった場合の由来なんですけれども、今回超過しておりますその物質については、いわゆる日本列島の中で非常に頻りに検出される物質でございます。そういったもので自然由来というおそれもあるんですけれども、ただ、それを特定するまでは非常に困難であるというふうに考えております。

あともう一つ、過去の工事の由来というところでございますけれども、それについても、今のところ、あまりにも微量な数値であるがために、これがかなり基準値を大きく超過しているような結果であれば、ある程度これが原因だというような特定ができるかと思っておりますけれども、非常に微量な数値なものですから、今のところそういった判断はできないというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 吉田議員。

◎（吉田みな子議員） 一般質問もしますので、先ほど組合長がおっしゃったことについては、またそちらのほうでやり取りをさせていただきたいと思っております。ただ、本当にこの高座に60年間あることで、組合長はじめ副組合長、そして高座の皆さんと地元の方々のやり取りについては、私の想像を超えることがあったということは、本当にそう思っています。だから私、分からないといえば、本当にそうなのかもしれません。ただ、やっぱり高座の議員として、その費用についてどうあるべきか、今後どうあるべきかということは、やっぱりタブー視し

ないで議論をさせていただきたいということだけは、この場でお伝えをさせていただきたいと思っています。

温浴施設についてなんですが、やっぱり高座の炉の余熱利用とか、外部インフラに頼らないで、ここで自己完結をするという施設を目指していると。まだ担当レベルということではありますが、本当にそういうような形の提示をどんどんしていっていただきたいということが1つと、ただ、やっぱりこの焼却炉、20年と言われてますよね。温浴施設だったり、これからの剪定枝の工場も、チップ化して、そこの新たな温浴施設に使いたいということも事前にお聞きしています。炉の新設する施設の年数が異なってしまって、今後、出来上がって稼働したら10年ぐらい差ができてしまうことへの、ちょっとやっぱり懸念があるんです。もう本郷には造らせないということをおっしゃっているわけで、次、新しい炉を建てるときに別のところということをおこなっているみんなが認識をしているんだと、私はそう思っています。だからこそ、その施設、今後、温浴施設ができたときに、自己完結型のものが今後どうなるかということは非常に懸念を持っています。そのあたりについて、現時点、まだまだ始まってはいませんが、焼却炉との関係の中で、どういう形で自己完結を、余熱利用も含めてされていくか、お答えをいただきたいと思います。

それと焼却炉の稼働日数についてですけれども、やっぱりかなりキャパシティを超えて稼働をしているということは分かります。ただ、1年目とは違って、100%のフル稼働で300日を超えていくようなことは今現状はない。でも、実際には計画日数が270日ぐらいになっている中で、焼却炉の損傷というのが非常に懸念をされています。そのあたり、やっぱりシビアに出していただきたいなということと、ごみを減らすために生産者がより努力しなきゃいけないということがありますが、高座として三市に対してどういうふうに取り組んでいくのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） それでは、地域交流温浴センターについて私のほうから答弁させていただきます。

自己完結型ということで、そのような意味で、私、答弁させていただきましたけれども、いわゆる高座クリーンセンターについても、やはり一定期間、定期整

備補修で停止しなければいけない期間が当然出てきます。そうなったときに、全く供給できなくなってしまうとなると、新たなセンターも休業しなきゃいけなくなってしまうので、そういったことがないよう、基本的には自己完結型なんですけれども、通常、インフラとの併設は当然考えておりますので、ですから、例えば仮に高座クリーンセンターがなくなったから、じゃ、温浴施設がなくなるのかという、いわゆる運用ができなくなるという視点では考えていないということでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） 稼働日数の関係ですけれども、270日というのは計画当時出された数値で、それは炉を、フルじゃないですけれども、十分に運用した中で、270日燃やす量がダメージがない上限ぐらいかなというイメージかなと思います。今325日と出ていますが、先ほど言ったように、1日フルで燃やさず7割程度というような、仮にですよ、7割程度というところの中で日数が増える分には特に……。ただ、全体量が6万5,700tを超えるとやっぱりダメージがあるということがありますので、三市に今いろいろやっていただいていますので、引き続き減量に努めて、効果が出るようにしていただければなというふうには考えてございます。以上です。

◎議長（荻原健司議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） これにて質疑を終結したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 次に、賛成意見の発言を許します。吉田みな子議員。

〔吉田みな子議員 登壇〕

◎（吉田みな子議員） 吉田みな子です。2024年度の予算について、最後まで賛否について悩みました。実際に温浴施設やこれから剪定枝の施設など新しい施設

が造られる中で、三市の分担金、全構成三市民に対して、本当にこれが説明できるのかどうか、そのことについては非常に今でも悩んでいる、迷っているところが率直に言っております。ただ、まだ実際に計画案もこれからつくられていく中で、地元との約束はもちろんあります。ただ、その税金の使い方については、本当に三市全体で、今後の高座、ごみ処理の在り方、環境に配慮した在り方については議論を進めていかなければならないと、そう強く思っています。だからこそその温浴施設も、災害時に入浴ができるようにするなど、目的をきちんと明確にしておくことも非常に重要であると、そう思っています。

今後、そのやり取りも含めて注視をしていきたいと思っておりますし、そういう観点からも、来年度の予算については賛成をしたいということを申し上げて、討論いたします。

〔吉田みな子議員 降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 他に賛成意見の発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（荻原健司議員） 挙手全員であります。よって、議案第6号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで皆様にお諮りいたします。一定程度の時間が経過しておりますので、10分程度の休憩を挟みたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（荻原健司議員） ご異議なしと認め、ここで10分程度の休憩をします。

（休憩午後4時4分）

（再開午後4時14分）

◎議長（荻原健司議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第7 一般質問を行います。この一般質問は、3月19日午後5時までに通告のあった1名の議員の発言を許します。吉田みな子議員の発言を許します。吉田みな子議員。

〔吉田みな子議員 登壇〕

◎（吉田みな子議員） 吉田みな子です。通告に従い一般質問を行います。

1点目、高座清掃施設組合の今後についてです。

焼却炉の更新が行われ、5年がたちました。高座清掃施設組合が設立されて60年以上がたち、3度の炉の更新が行われていますが、海老名市本郷からいまだ動いたことはありません。三市共同でごみ処理を行っている以上、1つの地域に焼却施設があり続けることは、公平性の観点から非常に問題です。焼却炉の新設工事は地域住民の理解がなければならず、本郷の皆さんの理解があつてこそです。ですが、なぜ60年以上、ほかの地域に移設されないままなのか、その議論がなぜ継続的になされてきていないのか、そのことを重く受け止めなければならないと思いつけています。

そこで伺います。1、次期焼却施設更新に向けての協議はどのように進めているか伺います。

2、海老名市以外の自治体での新設を具体的に検討し、進めていくべきだと考えますが、組合長、副組合長それぞれのお考えを伺います。

2点目は、（仮称）剪定枝リサイクルセンターについてです。

剪定枝リサイクルセンターは、旧焼却炉の解体工事跡地に建設予定をしている施設ですが、その位置づけと活用方法、建設コストと維持管理経費及び運営主体を現時点でどのように考えているのかを伺います。以上、この場からの質問いたします。

〔吉田みな子議員 降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 組合長の答弁を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優） 登壇〕

◎組合長（内野 優） それでは、吉田みな子議員の質問にお答えいたします。

高座清掃施設組合の今後についてでございます。

本ごみ処理施設は、昭和38年、当組合設立以来半世紀を超える長きにわたり、この本郷の地に存在してまいりました。この間、地元の皆様方におかれましては、多大なるご迷惑をおかけしたことは深く認識しているところでございます。

今後についてのお尋ねでございますが、まだ具体的なことは決まっておりません。言えることは、いわゆる昔というか、神奈川県の関係では、高座清掃施設組

合は一つのブロックとして考えられています。このブロックは大和高座ブロックであります。ところが、もう既にそのときには、大和は大和で焼却、そして海老名はいわゆる三市で焼却施設を持ちました。このことをまず神奈川県に認めていただくという形じゃないと何もできませんでした。これははっきり申し上げて、いわゆる大和に処理場があるから大和の処理場に持っていくというのは、隣接のところはできます。だけれども、いわゆる全てができるかということ、できません。そういった問題があって、私ども、その当時、組合長は私で、副組合長は、座間市は星野市長でありました。そして、あとは笠間さんか見上さんだと思います。そういった3人で、神奈川県にワンブロック・ツーシステムということを確認していただきました。

これは並大抵の話ではありませんでした。なぜかということ、県は補助金を出すわけでありまして、やっぱり公益でスケールメリットを求めておりました。いわゆる三市合わせても30万人ですから、50万人ぐらいに1か所という考え方を神奈川県は持ったところでもあります。そこにもう一つ話があったのは、神奈川県はエコループという計画を持っておりました。そのエコループというのは、いわゆる山北町に採石場があって、そこに全てのごみを持っていくという話があって、それが進んだところでもあります。ところが、山北町でいろんな議論があり、ちょうど町長選挙があって、訴えた町長が落選をしました。それでエコループが潰れました。そういった経過が長い間あった中で、県にこのワンブロック・ツーシステムを認めていただいて、今現在のクリーンセンターができた訳であります。

この間、地元の皆さんと相当な話をさせていただきました。そういったときに、今後は、このごみ問題については大和市長も一緒に検討していくということ、いわゆる大和高座首長懇談会で話をしております。そういった部分で考えは一致しておりますので、その枠組みの中で、4市それぞれがどのような役割を担っていくか、しっかりと相談を進めていきたいというふうに思っています。

先ほどから負担金の問題がありました。あれだけ私が激怒したのは、吉田議員さんは負担金はタブー視をするなどと言っていますけれども、負担金はそれぞれの市で議論されています、はっきり申し上げて。議論されていないのでしょうか。各首長が提案をし、負担金をやるわけです。私どもは、その前段で、去年のもう12月の段階、11月の段階で、来年度はこういう予算を組みたい。その中で三市で

いろいろ話し合っ、事務レベルでやっていきます。それを最終的に1月、2月の段階で各市長が判断をし、それぞれが判を押し、負担金を決めています。よって、今後の温浴施設についても、あるいは剪定枝の話にしても、いわゆるどれだけの借金ができるかという問題、それからどういった規模でできるか、これはやはり何といても、それぞれの負担があるわけですから、海老名市もそうでありますけれども、各市そうだと思います。

将来負担率は、はっきり言ってこの高座のクリーンセンターによって数%上がっていると思います。議会でいろいろ問題になって、いわゆる極端に上がったときがあるんですね。そうしたら議会で、将来負担率が上がったじゃないかと大きな問題になった。当然です。高座というこのクリーンセンターを、200億円近いものを造ったわけですから。これを3分の1にしたって70億円かかるわけじゃないですか。そういった部分で考えると、いわゆる私どもが綾瀬市と座間市に感謝しているのは、防衛補助の関係が相当来ています。これははっきり申し上げて座間市と綾瀬市のおかげだと思っています。私ども、防衛補助ではなかなかできません。海老名はもうコンターの領域からも外されておりますので、何にもできません。コミセンを1館造るにしても、お願いをしてやっています。消防自動車も全部、あるいは消防の庁舎、車も全部自前でやっています。ところが、綾瀬市、座間市は、いわゆる防衛施設でいただいているじゃないですか。そういった部分でいくと、いわゆる各市違うわけですから、そこら辺は、今後の将来負担とかそういうものを十分議論して、各市の負担金を決め、その負担金を決めたものについて各市の議会で活発な議論をやっていくということが常識だと私は思います。

ここは一部事務組合ですから、そういった部分が集まったものを前もって話をして、各市でお渡ししている訳です。各市で責任持ってやっていただく。何で高座が全部やるんでしょうか。それはあり得ません。高座としてやれることは、いわゆるこういった形で造りたい、それは先ほど言った温浴施設はいわゆるあれにしたいとか、災害時ですか、それは今の時代は本当にそうだと思います。だから、そういった部分は加味していきたいと思います。しかし、私どもは、先ほど言った20年しか持たない、あとは他市に持っていけど、そうはっきり言えるならいいですよ、吉田議員さんが。吉田議員さんが責任持って言えっこないじゃない

ですか。ここの綾瀬市、座間市に、じゃ、20年で、その後持っていってくれと言ったって、今判断できないと思いますよ。議員さんもそうだと思います。

そういう短絡的な話じゃなくて、私どもは、クリーンセンター、ここを地元の皆さんの理解の上で造った。この上に立って、今後約束を果たしながら、できるだけ20年という耐用年数を延ばして、いわゆる30年使えるとかあるでしょう。そういった部分は、皆さんがそのときにまた地元の皆さんと相談しながらやっていく。その後においては、いわゆる4市の話の中で役割をやっていく、そういった段階だと思います。短絡的にもう本郷は駄目だから各市でやれって、そういうことなんですよ、今後の話って。短絡的な話じゃできないんですよ。これは本当に真剣に物事を考えないと。私、そう思っていますよ。

だから、そういった部分では、いわゆる負担金の問題もあろうと思いますけれども、そういったことはそれぞれの市で一生懸命議論していただいて、今後の問題は三市の首長と、あと大和市と役割分担ができれば、そういったものが見いだしていけるだろうと私は思っております。

剪定枝の話につきましては、（仮称）剪定枝リサイクルセンターは、一般廃棄物の可燃ごみの削減と資源の循環化を目的に整備をするものでございます。また、平成31年3月に稼働を停止しております第二処理場を解体するに当たり、多額の工事費を要することから、特定財源として国の財政的支援を受けるため、交付金の要綱に従い、跡地にリサイクル施設を整備するものでございます。

（仮称）剪定枝リサイクルセンターは、令和5年度に整備基本計画の策定及びPFI等導入可能性調査業務委託を発注し、現在、その成果物の点検及びチェックを実施しているところでございます。活用方法、建設コストと維持管理費及び運営主体につきましては、平本参事から答弁いたします。以上でございます。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（荻原健司議員） 次に、古塩副組合長の答弁を求めます。古塩副組合長。

◎副組合長（古塩政由） 今、組合長が申し上げましたとおり、同じ意見を持って我々はこれまでも活動しておりますし、これからもやっていきたいというふうに思っております。

地元の皆様には大変ご迷惑をおかけしてということは、重く受け止めておりま

す。これは言葉だけじゃなくて、私はこの近くに住んでいますから、子供のときからずっとここでごみを処理しておりますし、近くで遊んでいたわけですから、そういう意味では、地元の皆様のお気持ちというのは、私なりに十分理解しているつもりであります。そういう意味では、やはり地元対策というのは大変重要である、高座施設組合としてしっかりと行っていきたいというふうに思っているところでございます。

今後につきましても、今、組合長がおっしゃいましたように、三市プラス大和市、4市で十分協議して、そして綾瀬市としての役割をしっかりと果たしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 次に、佐藤副組合長の答弁を求めます。佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤弥斗） 私も、今お二人が申し上げたとおりの認識でございます。長きにわたりまして地元の皆様方には多大なるご迷惑をおかけしていることを大変重たく受け止めており、地元の対策につきましては、高座清掃施設組合でしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

また、温浴施設等に関しましては、座間市の例えば老人会の方々などが大変活用させていただいており、大変喜ばれているということは申し伝えておきます。

そして、今後につきましては、やはり大和市も含めて4市の協議の中で、役割をしっかりと果たしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 2点目の詳細について、参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） 2番目の（仮称）剪定枝リサイクルセンターについてでございます。

先ほど組合長から答弁いたしましたとおり、令和5年度に実施いたしました業務委託によりまして、整備基本計画を策定いたしております。その中で、（仮称）剪定枝リサイクルセンターの活用といたしましては、構成三市からの剪定枝等の木質材を主原料として、可燃ごみの一部と混合し粉碎処理したのからペレットを生成する計画となっております。ペレットの利用先といたしまして、先ほど来いろいろご質問等いただいておりますけれども、旧事務棟の跡地に整備いたします（仮称）地域交流温浴センターにおきまして、バイオマスボイラーでの燃

料としての活用を検討しております。まずは高座の施設内で資源の循環化を図る、そういうことを目指しているところでございます。

建設コスト及び維持管理費でございますが、まだ整備基本計画が出来上がったばかりでございます。現在、その中身の点検等を進めているとお聞きしたところでございます。しかるべき時期に、また議員の皆様にもご報告申し上げたいと考えているところでございます。

運営についてでございますけれども、業務委託の中でPFI等導入可能性調査業務委託、これも実施しております。複数の企業へのアンケート調査を行い、また、バリューフォーマネー等の算出等も行っております。その報告書のまとめといたしましては、いわゆるコンサルタントがまとめた報告としては、公設公営が適しているのではないかというような形で報告を受けているところでございます。いずれにいたしましても、運営につきましてもその結果が全てとは思っておりませんので、今後、その報告書の内容を精査した上で、方針等も決めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 再質問はありませんか。時間が来ておりますので端的にお願いいたします。

◎（吉田みな子議員） もう時間がないので、剪定枝のことなんですけれども、三市の剪定枝全量を受け入れる施設をお考えなんですか。それだけお聞きして終わります。

◎議長（荻原健司議員） 参事。

◎参事兼周辺整備担当課長（平本和彦） 三市とも既に剪定枝のリサイクルルートができておりますので、いきなり全てというわけにはいかないと思っています。こういうものはやはり試験運転をしないと、びしっとした形の製品化ができないものですから、まずは受け入れるところから受け入れて、対応していきたいというふうに考えています。以上でございます。

◎議長（荻原健司議員） 以上で吉田みな子議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

（午後4時30分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和6年3月28日

高座清掃施設組合議会議長 荻原健司

高座清掃施設組合議会署名議員 長瀬未紗

高座清掃施設組合議会署名議員 倉橋正美